

平成24年10月22日

各 局 ・ 区 長
会 計 管 理 者
公 営 企 業 管 理 者 様
教 育 長
行政委員会等事務局長

佐々木副市長
(財政局財政課)

平成25年度の予算編成について（依命通達）

本市の財政は、歳入面では、法人税率の引下げに伴う法人市民税の減少により、新年度の市税収入は減少する見込みであり、一般財源収入は引き続き厳しい状況である。

また、歳出面では、高齢化の進展などに伴う生活保護や介護保険サービス等の増加により、さらなる社会保障費の増加が見込まれている。

加えて、一般会計の市債残高は、国が地方交付税の不足を補うために市に発行させる臨時財政対策債の発行が増加していることから、本年度末で1兆522億円となる見込みであり、新たな借入れは引き続き抑制せざるを得ない状況にある。こうしたことから、新年度の予算編成は、引き続き厳しいものとならざるを得ない。

平成25年度予算編成に当たっては、本年2月に策定した「財政運営方針（平成24年度～平成27年度）」に則りつつ、市政推進の基本コンセプトである「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」に掲げた「活力にあふれにぎわいのあるまち」、「ワーク・ライフ・バランスのまち」、「平和への思いを共有するまち」の三つの柱の実現に向けた取組を着実に推進し、中四国地方の発展を牽引する役割を果たしていかなければならない。

その際、多様化する行政需要に的確に対応するためには、諸施策を総合的に推進する必要があり、行政内部の横串の連携により、部局の垣根を超えた横断的な施策の立案に取り組む必要がある。

また、地域との連携を要するものについては、区役所を主体とした枠組みを基本に、施策を構築していく必要がある。

こうした考え方の下、平成25年度予算編成においても予算要求基準は設けないが、職員一人一人が、「選択と集中」・「ゼロベース」という観点に立ち、次の点を踏まえた上で、重点的・効率的な予算編成に取り組まなければならない。

- ① 住民のニーズに応える、かつ、行政が担うべき事務・事業になっているか検証すること。
- ② 事務・事業の政策目的に照らして、その達成に直接効果をもたらす方策とすること。
- ③ 従来から継続されている事務・事業であっても、新しい発想や手法を取る余地はないか必ず問い直すこと。
- ④ 事務・事業は、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにすること。

また、平成25年度の予算編成においては、以上述べてきた点を十分に踏まえるとともに、別紙「平成25年度予算編成要領」も踏まえた上で要求するよう、命により通知する。

平成25年度予算編成要領

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

第1 総括的事項

1 新規の事務・事業についての徹底検証

新規の事務・事業については、施策目的や目標、将来の財政負担を明確にするとともに、事業の必要性、緊急性、事業効果、民間等との役割分担等の観点から、真にやむを得ないものを予算要求すること。

なお、財源の確保については、法令等による義務付けの対象となるもの等を除き、国・県の財源の活用、既存の事務・事業の見直し、事務・事業の終期設定等により措置すること。

2 事務・事業の抜本的な見直し

(1) 「選択と集中」による政策の重点化・効率化を図っていくためには、大規模プロジェクトや事務・事業の執行体制も含め、すべての事務・事業について、次の視点から見直しを行うこと。

- ・ 事業目的に照らした事業の妥当性・必要性
- ・ 事業手法の有効性・効率性
- ・ 事業に対する市の関与のあり方

(2) 事務・事業に係る経費については、経常費を中心として、予算と決算の乖離が生じている場合には、その経緯等を分析の上、事態の解消が図れるよう所要の措置を講じること。

3 行政改革の推進と予算への反映

行政改革については、「行政改革大綱」及びそれに基づく「行政改革計画」に沿って取り組んできている。来年度は、「行政改革計画」の最終年度となることから、計画に掲げた目標を達成できるよう、必要となる取組を新年度予算に反映させること。

4 各局単位を超えた全庁的な取組

今後とも厳しい経済情勢が見込まれる中で、多様化する行政需要に的確に対応するためには、諸施策を総合的に推進する必要があることから、部局横断的な施策の立案に取り組むこと。その際には、事前に十分な調整を行い、事業の重複や競合が生じないようにすること。

5 共同事業等の適切な負担割合の設定

国・県・他市町・民間団体との共同事業等については、財政課等関係部局と事前協議の上、当該事業に係る本市の担うべき役割や受益に応じた適切な負担割合とすること。

6 民間活力の活用

PFI法の改正等も踏まえ、民間の資金、ノウハウ、人材等を有効活用する事業手法や外部委託については、市民サービスの向上、経済的効果、経費節減などの観点に立って、積極的に検討すること。

なお、委託先が公益的法人等となっているものについては、民間に委託替えすることを検討すること。

7 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映する等の確に対応すること。

なお、物品購入等に関しては、市議会の「不適正な経理処理の再発防止を求める決議」に則した予算要求を行うこと。

第2 歳入に関する事項

1 市債発行の抑制

- (1) 市債については、財政運営方針において、臨時財政対策債の残高及び減債基金積立累計額を除いた市債残高を今後4年間で8%減少させるという目標を掲げていることや、本市の実質公債費比率、将来負担比率が政令指定都市の中で極めて高水準であることを踏まえ、事務・事業の見直しやコスト縮減などを図り、その発行抑制に努めること。
- (2) また、市債を財源とする場合には、将来の財政負担が軽減されるよう、償還等に当たって地方交付税が措置される有利なものを活用すること。

2 収納率の向上対策等

- (1) 歳入については、少額のものも漏れなく計上すること。
- (2) また、住民負担の公平性や自主財源の確保等の観点から、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料等の収納率については、厳しい経済情勢の中でも「行政改革計画」の目標を達成できるよう、「広島市収納対策本部」の関係部局が連携しながら、収納体制の強化や口座振替の加入促進など、収入の確保及び収納率向上に向けた取組をさらに強化すること。

3 使用料等の適正化

- (1) 施設の管理運営や事務の簡素・効率化等徹底した経費の節減に努めてもなお、管理運営費等のコストを回収できていない使用料や手数料については、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、減免制度の抜本的な見直しなども含め、その適正化に努めること。なお、適正化に当たっては、国の補助制度等において前提とされている受益者負担額、社会経済情勢の変化、他都市・民間との均衡なども考慮し、市民の立場に立ったサービスの改善・向上を併せて図ること。
- (2) 受益が特定され、個別的なサービスでありながら無料となっている公共サービスの有料化について検討すること。

4 未利用地等の売却促進及び有効活用

- (1) 未利用地等については、現下の厳しい財政状況を踏まえ、財源確保等の観点から、具体的な利用目的のないものや分譲目的の用地について、公募売却や企業誘致等により、積極的な売却に努めること。
- (2) 売却までの間や当面利用予定のない用地については、「未利用市有地貸付実施要領」を踏まえ、一時貸付け、定期借地権等の設定により、有効活用を図ること。

- (3) 事業予定地についても、本来目的に供するまでの間については、事業実施に支障のない範囲で、財産管理上の適切な手続きを行った上で有効活用に努めること。

5 国・県支出金の積極的確保等

- (1) 国・県支出金については、国・県の財源を活用した予算編成を行うという観点から、国・県の予算編成、法律・制度改正の動向を的確に把握し、その確保に努めること。
- (2) 特に、合理的な理由のない国・県支出金の削減等については、市民に広く情報を公開し、その支持を得ながら、あらゆる機会を捉えて要望等を行い、事務・事業の実施に必要な財源の確保に努めること。

6 広告収入等の新たな財源の積極的確保

- (1) 本市の印刷物や刊行物、ホームページ、公共施設等のうち、行政目的を損なわない範囲で広告掲載や命名権設定などが可能なものについては、引き続き、採算の見通しなど実現可能性を検討した上で、積極的に導入を図り、財源の確保に努めること。
- (2) 「ふるさと納税」をはじめとした寄附による歳入増に向け、寄附金に対する市民等の関心を高めるため、ホームページ等を通じた寄附募集のPRや寄附者に対する独自の恩典の検討を行うなど、寄附金収入の積極的な確保に努めること。

第3 歳出に関する事項

1 公共事業の見直し

- (1) 財政運営方針において、その目標として市債残高の抑制を掲げており、将来の公債費を抑制するため、新規の市債発行を伴う公共事業について、長期的な視点に立って事業計画を見直すこと。
- (2) 計画の作成や事業費の積算に当たっては、民間活力を最大限活用することなどにより、各年度の財政負担を抑制するとともに、事業の着手時あるいは実施途中で追加の財政負担が生じないように、厳密な検討を行うこと。
- (3) 計画策定から長期間経過し、未着手となっている事業などは、事業の再評価を行い、事業の中止を検討するなど、抜本的な見直しを行うこと。また、当該事業用地については、事業の方向性が出るまでの間は最大限の有効活用を図るとともに、見直しの結果によっては他の目的での活用・処分も視野に入れた検討を行うこと。

2 公共工事のコスト縮減等

- (1) 工事の設計・積算に当たっては、計画の早い段階から新技術・新工法を積極的に活用するなど、「広島市公共事業コスト構造改善第4次行動計画」に基づき、事業の構想・設計段階から工事・維持管理までのすべての段階において、コスト縮減に努めること。
- (2) ライフサイクルコストや社会的コストの低減など総合的なコスト縮減を進めること。
- (3) 事業計画について事前に十分検討し、適正な工期を設定するとともに、工事の着手時期を踏まえ、年度内に工事が完了しないと見込まれる場合には債務負担行為を設定すること。

3 施設建設に係る留意事項

- (1) 新たな施設需要が生じた場合は、まず、既存施設等の有効活用により対応することを検討すること。

- (2) やむを得ず新たな施設が必要な場合には、その必要性を定量的に示すとともに、他の類似施設との機能調整を十分行うこと。また、イニシャルコストとランニングコストを合わせたトータルコストの視点から、そのコストが市民にとってのメリットに見合うものかどうかを十分吟味した上で、施設の適切な規模・内容を検討すること。

4 用地取得に当たっての留意事項

- (1) 施設の建設等で新たに用地を必要とする場合は、土地の利用計画や事業スケジュールを考慮しながら、まず現在保有している未利用地等の活用により対応することを検討すること。
- (2) やむを得ず用地取得が必要な場合には、事前に建設予定地の調査を十分行い、地価の動向や取得の見通し等を勘察し、適正な価格・規模で予算要求すること。
- (3) 用地の先行取得は原則行わないこと。仮に他に手法がない場合であっても、長期にわたって未供用の状態が続くことのないよう、事業の必要性や地価の動向などを踏まえた用地取得の緊急性、事業化の見通し等を十分検討すること。
- (4) 事業の性格や経費効果を考慮しながら、必要に応じ、定期借地等の借上げ方式による用地確保の方策についても検討すること。

5 公共施設における維持管理経費の節減と利用促進

- (1) 各種公共施設の管理運営費については、引き続き徹底した節減に努めること。
- (2) 新設に伴うものについては、既存の事務・事業の見直しにより対応することを原則とすること。
- (3) 「広島市環境マネジメントシステム」に基づいて、高効率の省エネルギー設備・機器の導入の検討などにより、光熱水費や消耗品費等のより一層の節減を図るなど、環境負荷の低減やコスト縮減に努めること。
- (4) 委託業務については、引き続き、市民サービスに著しい支障をきたさないよう留意しながら、清掃業務等の仕様の見直しなどにより、徹底した経費の削減を図ること。また、特命随意契約により契約しているものについては、「物品売買等に係る随意契約ガイドライン」を踏まえ、その合理性・必要性について再検討を行うこと。
- (5) 財政局契約部が労務単価や諸経费率などを示している業務の委託料の積算に当たっては、当該労務単価等を遵守し、適正に見積りを行うよう、厳に留意すること。
- (6) 公共施設の用地として民有地を賃借する場合においては、「借上土地の借上料算定基準」により算定した額の範囲内で行うこと。契約借上額がこの基準により算定した額を上回ることとなっている場合においては、鋭意引下げ交渉を行い、その是正に努めること。
- (7) 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者とも連携して、利用実態を踏まえた的確なPR等を行うなど、公共施設の一層の利用促進を図ること。また、十分な利用が図られていない施設については、指定管理者に対して適切な指導を行うとともに、多目的活用や他の施設への転用、施設の廃止について検討すること。

6 運用・保守業務に係る経費の削減・適正化

情報システムや設備・機械機器等の運用・保守業務については、専門性が高い等の理由により、特命随意契約により導入を担当した事業者に委託している場合が多く見られ、その経費が割高となる傾向がある。

こうした事態を避けるために、これらの運用・保守業務については、先行事例の参照等により技術的な課題を克服し導入を担当した事業者以外の者に委託することや、導入時に運用・保守業務を含めた競争入札を行った上で導入を担当した事業者と複数年一括契

約を締結すること（債務負担行為の活用）など、その経費の削減・適正化に向けてあらゆる可能性を検討すること。

7 扶助費の見直し

- (1) 現行制度のままでも対象者数の増により財政負担が増加するため、本市の厳しい財政状況の下では、従来の制度を全て維持したまま、新たな市民ニーズに応えることは出来ない状況にある。このため、社会保障が「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせることを基本とすべきであるということ踏まえつつ、給付内容等が市民生活の安定に配慮したものとなるよう見直しを行う中で、今後の費用増加への対応を検討すること。
- (2) また、国の制度に基づく事業等については、制度見直しの動向に十分注意を払い、遺漏なく適切に対応すること。

8 補助金、負担金の整理合理化等

- (1) 補助金については、これまでも統一的な調書による事業内容の評価など見直しに取り組んできたが、引き続き、見直しに積極的に取り組むこと。
- (2) 負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること。
- (3) 開催地負担金等の会議費、大会費等については、必要最小限の範囲で質素なものとする。また、開催者に対してもそのことを要請すること。

9 イベント等の見直し

- (1) 定例的なイベント（大会、キャンペーン等）・啓発事業・記念事業等については、慣例的な予算要求をすることなく、原点に立ち戻り、事業ごとに開催意義・目的や事業効果を再度検証すること。
- (2) 企業からの協賛金や広告収入をはじめとする財源確保について、積極的に取り組むこと。
- (3) 開館記念式等については、やむを得ず実施する場合でも、必要最小限の範囲で質素に行うとともに、原則として記念品の配布はしないこと。

10 印刷物・刊行物等の見直し

- (1) 印刷物・刊行物等については、その必要性を精査し、廃止、統合、簡素化、配布部数や仕様の見直し、ホームページやCD-ROM等の電子媒体、既存の広報媒体の活用などにより、徹底した見直しに努めること。
- (2) 広報の対象者や配布時期が重複するものについては、統合するなど徹底した合理化を図ること。

11 調査等業務の事前調整等

- (1) 調査等の業務については、職員で対応することを基本とし、既存の成果物の活用や共同実施などにより効率化が図れるものはないかなどをチェックした上で、真に必要なものに限り委託すること。
- (2) 具体的な事業実施の見通しが無い事業計画については、その関連予算の要求を見送ること。

12 旅費・食糧費・消耗品費等の内部管理経費の節減

- (1) 旅費については、その節減に努めつつ、業務執行に資する視察・研修については適切に予算に反映させること。
- (2) 海外派遣（市民を対象とするものも含む）・出張については、必要最小限に抑えるとともに、視察・研修の機会として有効に活用すること。
- (3) 会議への参加等について、eメール等の活用により代替することなども検討し、必要性が薄れてきているものについては、廃止に向けた取組を積極的に行うこと。また、廃止できないものについても、出席者を必要最小限とするなど見直しに努めること。
- (4) 政令市や県内他都市との会議についても、その必要性、効果を見極め、経費節減について積極的に協力を求めていくこと。
- (5) 食糧費については、個々の必要性を十分吟味し、その内容も社会的批判を招くことのないよう節度をもったものとするなど、その節減に努めること。
- (6) 消耗品等の内部管理経費については、振替物品の活用の徹底を図るとともに、在庫数量や使用状況を十分に考慮し、徹底した節減に努めること。また、各種物品、設備の購入・更新に当たっては、コスト縮減を図るため、購入、レンタル、リース等の方法を比較衡量し、同等の品質が得られる場合には最も安価な方法を採用すること。
- (7) 庁内LAN等、ICTの積極的な活用により、物品の有効利用や徹底したペーパーレス化を図るとともに、両面・裏紙コピーを推進し、用紙代や通信運搬費等、節減可能なものは、予算に反映させること。

第4 企業会計、公益的法人等に関する事項

企業会計、公益的法人等については、上記の事項を遵守するとともに、特に、以下に掲げる事項に留意すること。

1 企業会計等における独立採算性の原則の徹底

- (1) 企業会計や企業性格を有する事業については、経営の健全化を図るため、将来にわたる的確な収支見通しの下に、従来にも増して、徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、財源の確保などに努めること。
- (2) 一般会計との負担区分を明確にし、やむを得ない財源不足についても、一般会計からの繰入金を最小限にとどめるとともに、現在、一般会計から貸付けを受けている資金についても早期に返済できるよう経営の一層の効率化を図るなど、独立採算性の原則及び健全経営の確保に努めること。

2 公益的法人等における事業の再点検

- (1) 公益的法人等については、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市からの委託事業や補助事業について、そのあり方を含め再点検を行うこと。
- (2) 基本財産等の資金運用については、金融情勢を的確に把握し、安全かつ有利な方法で運用するなどきめ細やかな指導を行うこと。